知的所有権ニュース（２０１８年７月）

〒392-0015
長野県諏訪市中洲1602-3
三枝特許事務所
TEL:0266-53-4197
FAX:0266-58-8602
E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

観測史上初という６月中の梅雨明けとなりましたが、このところ、梅雨に逆戻りしたような天候が続いています。特に、西日本では大雨による甚大な災害がもたらされました。特に命を落とされた方々のご冥福をお祈りします。我が国は多雨のために多くの恵みを受けていますが、同時に多くの危険も覚悟する必要があります。江戸の火事のように、災害を逆手にとった柔軟な技術革新を目指す方向性もあると思います。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。　三枝

１．特許法の改正について（不正競争防止法等の一部を改正する法律案）

前回ご報告した標記の法律案は、去る５月２３日に国会で可決・成立し、５月３０日に法律第３３号として公布されました。

改正内容のうち、特許法及び意匠法の改正事項である、発明及び創作の新規性喪失の例外期間を６か月から１年に延長する点、並びに、商標法の改正事項である、商標登録出願の分割要件の強化については、いずれも施行日が平成３０年６月９日となりました。

なお、上記の新規性喪失の例外期間の延長については、例外期間が上記施行日から６か月にわたり漸次延長されていく適用関係となっております。

また、上記の商標登録出願の分割要件の強化については、上記施行日以降に行われた分割出願に適用されます。

２．元号に関する商標の取扱いについて

去る６月２２日に特許庁ホームページにて、「元号に関する商標の取扱い」に関する説明及び今後の方針が掲載されました。

「元号」に関する説明内容としては、「元号」そのものには識別力がないこと、他の識別力のない文字等（例：商品又は役務の普通名称）を組み合わせた商標（例：平成まんじゅう（指定商品：饅頭））も原則として識別力はなく商標登録を受けることはできないこと、ただし、元号として認識されたとしても特定の商品又は役務における使用により周知性を獲得したなどの事情がある場合には商標登録を受けることができる場合があること、などが示されました。

また、現在、商標審査基準（商標法第３条第１項第６号関係）に記載されている「現元号を表示する商標」だけでなく、「現元号以外の元号」（例えば、以前の元号）についても、上記取扱いに準じた審査基準の改訂を検討していることが表明されています。

３．不完全利用発明論（３）

前回、昭和４３年・４５年：ブロック玩具事件の特許明細書の記載内容について検討し、特許請求の範囲の記載と、発明の作用効果との関係を見ました。そして、特許請求の範囲において、劃壁５と中間片６の双方が記載されている点を問題としました。この問題は何に起因するのでしょうか。

（特許請求の範囲）

形状のブロック主体１の上面に少なくとも２列の円形突起２、２を突出したブロック玩具において主体１を周縁３と上面を有し内部が底面に向けて開放した形状にすると共にその周縁の内部に前記円形突起が嵌合し得る空洞部分４、４を残して周縁３より内側に向って互いに接続することのない**劃壁５、５**と中央部の**中間片６、６**とを設けてなるブロック玩具。

（特許図面）

第１図

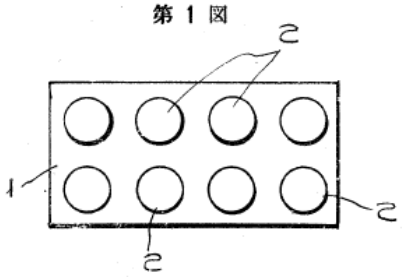

第４図

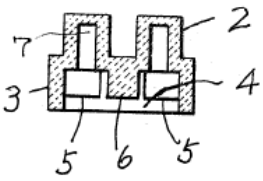

第２図

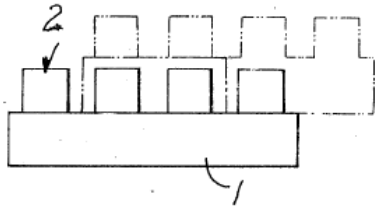

第５図

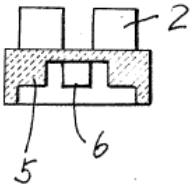

第３図

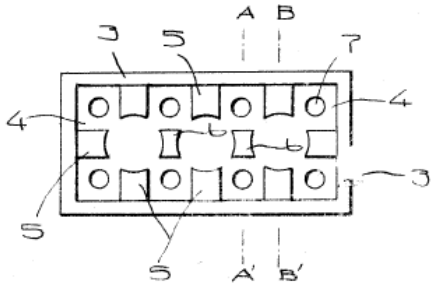

これは、おそらく、発明の構成を、従来の互いに交差する劃壁５を有する構造を出発点として、交差部分のみを除去した構成として考えたためではないでしょうか。従来構造から最小限の交差部分のみを除去すれば、従来構造の問題点は解消されます。

ところが、特許実務には「技術的思想の落とし穴」があります。この点について、以下に説明します。

まず、特許法において、発明は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されています。したがって、特許明細書には、「技術的思想の創作」を記載すればよいこととなります。

しかし、「技術的思想」は、主観的なもの、例えば、発明者が考える技術的思想、或いは、特許明細書の起草者（例えば、弁理士）が考える技術的思想でよいとは限りません。発明の技術的思想は、特許出願を行う目的を考えて合理的に検討する必要があります。この目的

は出願人次第ですから実際には種々あるかもしれませんが、究極的な目的としては、産業上利用可能な発明の実施態様をなるべく広い範囲で規定し、この産業上有効な範囲内の実施態様を他人が行うことを最大限防止することにあると考えられます。

すなわち、最初に「技術的思想」があるのではなく、最初にあるのは上記目的です。したがいまして、この目的を果たすために適切な「技術的思想」を検討しなければなりません。

上記の産業上有効な範囲とは、例えば、上記実施形態とほぼ同じか、これに近い作用効果を奏する範囲と考えらえます。したがって、この範囲を考えるには、実施形態の構成⇒作用効果を検討した上で、逆に、作用効果⇒発明の構成を検討する必要があります。つまり、作用効果を奏するための発明の構成を新たに導き出すことが要求されます。

いずれにしましても、「技術的思想」がこれだと思い込んでしまうと、それ以上の思考が妨げられてしまいますので、合目的に発明の構成を検討した上で、「技術的思想」を再構築する必要があります。

このケースでは、劃壁５の交差部分を除去しただけの図示の構成だけでなく、さらに中間片６をも除去した構成においても、上記交差部分を除去したことによる作用効果を奏することができるわけですから、そのような各種の構成についても使用可能であるかどうかを検討した上で、技術的思想を確定することが必要です。

ただし、上記のような思考を有効に行うには、十分に先行技術を把握することが必須となります。たまたま知っている先行技術だけを考慮するのでは、主観的な技術水準に基づく検討にすぎませんから、有効な結果を得ることはできません。十分な調査を行うことによって知った各種の先行技術を考慮することにより、客観的な技術水準を把握することができるため、これにより初めて適切な技術思想を獲得することができます。

上記のような先行技術の例は、本項の（１）（２０１８年１月号）に掲げてあります。

次回は、不完全利用発明論と均等論の関係について、若干の検討を行う予定です。

（次号につづく）

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後１時～４時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成３０年　７月２７日（金）：松本市役所
平成３０年　８月２４日（金）：松本市役所
平成３０年１０月１２日（金）：飯田商工会議所
平成３０年１１月１６日（金）：飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後１時～４時です。できるだけ事前の予約をお願いします。
諏訪商工会議所：偶数月の第３木曜日：予約連絡先：0266-52-2155
茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）
テクノプラザおかや：毎月第３火曜日：予約連絡先：0266-21-7000
下諏訪商工会議所：偶数月の第１水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（４月は休み）
弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

平成３０年　７月１７日（火）：テクノプラザおかや
平成３０年　８月２３日（木）：諏訪商工会議所
平成３０年　９月１８日（火）：テクノプラザおかや
平成３０年１０月　３日（水）：下諏訪商工会議所